

【区分】	【助成の対象】	【主な要件】	【助成会名】	【番号】	
仕事と家庭の 両立支援や ワークライ フ・バランス、 女性の活躍 推進に取り組 む	有期契約労働者等 (契約社員・パート・ 派遣社員など)	短時間正社員への転換や雇入れを 行う	キャリアアップ助成金 (V 短時間正社員コース)	22-V	
	事業所内 保育施設	事業所内保育施設を設置・運営・増 築する	両立支援等助成金 (I 事業所内保育施設 設置・運営等支援助成会)	22-I	
	子育て期の短時 間勤務制度	育児のための短時間勤務制度を整 備し、利用させる	両立支援等助成金 (II 子育て期短時間勤務支援助成会)	22-II	
	育児休業 代替要員確保	育児休業代替要員を確保する	中小企業 両立支援等助成金 (III 中小企業両立支援助成会 代替要員確保コース)	22-III	
	育児・介護休業 中の能力向上	育児・介護休業者に、休業後の再 就業を円滑化するための講習を受 講させる	中小企業 両立支援等助成金 (IV 中小企業両立支援助成会 休業中能力アップコース)	22-IV	
	育児休業者の継 続就業支援	育児休業者を原職等に復帰させる	労働者数100人以下 の企業 両立支援等助成金 (V 中小企業両立支援助成会 継続就業支援コース)	22-V	
		有期雇用の育児休業者を原職等に 復帰させる	中小企業 両立支援等助成金 (VI 中小企業両立支援助成会 期間雇用者継続就業支援コース)	22-VI	
女性の活躍推進	女性の活躍促進についての数値目 標を設定・公表し、一定の研究を實 施して目標を達成する	両立支援等助成金 (VII ポジティブ・アクション 能力アップ助成金)	22-VII		
労働者等の 職業能力の 向上を図る	成長分野等 人材	健康・環境などの成長分野等での 人材育成のための職業訓練を行う	キャリア形成促進助成金 (I 政策課題対応型訓練 成長分野等人材育成コース)	24-I	
	グローバル 人材	海外関連業務に従事する人材の育 成のための訓練(海外の大学院、大 学、教育訓練施設などで実施する 訓練も含む)を行う	キャリア形成促進助成金 (II 政策課題対応型訓練 グローバル人材育成コース)	24-II	
	正規雇用 労働者に対 する訓練	育休中・復 職・再就職者	育児休業中や復職後、再就職後の 能力アップのための訓練を行う	キャリア形成促進助成金 (III 育休中・復職等能力アップコー ス)	24-III
		若年人材	採用5年以内の35歳未満の若年勞 働者に対して職業訓練を行う	キャリア形成促進助成金 (IV 政策課題対応型訓練 若年人材育成コース)	24-IV
		熟練技能の 育成・継承	熟練技能者の指導力強化や後継承 継のための職業訓練、認定職業訓 練を行う	キャリア形成促進助成金 (V 政策課題対応型訓練 熟練技能育成・継承コース)	24-V
		認定実習併 用職業訓練	労働者に対してOJTと併用し組み 合わせた厚生労働大臣認定の職業 訓練を行う	中小企業 キャリア形成促進助成金 (*) (VI 政策課題対応型訓練 認定実習併用職業訓練コース)	24-VI
		自発的職業 能力開発	労働者の自発的な職業能力開発に 係る支援を行う	キャリア形成促進助成金 (VII 政策課題対応型訓練 自発的職業能力開発コース)	24-VII
		上記以外の訓練		キャリア形成促進助成金 (*) (唯一登型訓練)	24-VIII
	事業主団体などが行う若年労働者への実践的な訓練 や熟練技能の育成・継承のための訓練		事業主団体等 キャリア形成促進助成金 (IX 団体等実務型訓練)	24-IX	
	有期契約労働者等 (契約社員・パート・ 派遣社員など)に對 する訓練	人材育成を図る	キャリアアップ助成金 (II 人材育成コース)	23-II	
	建設労働者に對 する訓練	建設労働者の人材育成を行う	建設業の事業主 または事業主団体 建設労働者確保育成助成会	20	
障害者に對する 訓練	障害者に対して、職業訓練を受講さ せるなどの能力開発訓練事業 (※5)を行う	障害者を雇用する事業 主、事業主団体、 社会福祉法人等 障害者能力開発助成会	16		
事業規模縮小等により雇職を余剰なくされた労働者を 雇い入れ(または移籍等により労働者を受入れ)訓練 を行う		労働移動支援助成金 (II 受入れ人材育成支援助成会)	2-II		